

平成31年度宮崎市ジュニアアスリート強化推進事業 実施要綱

1 目的

国内はもとより、国際的にも活躍できるトップアスリートを目指すことのできるジュニア選手の発掘・育成・強化を行い、また、ジュニア選手の育成に携わる指導者の指導力の向上を目指すとともに、競技団体のさらなる連携強化を図ることを目的とする。

2 主催

公益財団法人宮崎市体育協会 宮崎市

3 共催

宮崎市教育委員会 宮崎地区中学校体育連盟 宮崎市小学校体育連盟

4 委託先

宮崎市陸上競技協会 宮崎市バスケットボール協会 宮崎市バレーボール協会
宮崎市バドミントン協会 宮崎市ソフトテニス連盟 宮崎市軟式野球連盟
宮崎市卓球連盟 宮崎市体操協会

5 期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

6 取組内容

(1) アからウまでの項目にしたがって年間計画を立てて実施する。

ア 定期練習会（対外試合等を含む。）

参加基準を設けて選手を選抜すること。なお、定期練習会は、年6回以上開催することとし、個人の体力や能力に合わせて、スキルアップ、フィジカル・メンタル強化をバランスよく図るよう努めること。

イ 強化練習会（強化合宿・遠征を含む。）

強化練習会は、年2回以上開催することとし、外部の指導者を招くなどして、大会等より高度なパフォーマンスを発揮できるようなアスリートの育成に努めること。また、選抜チームの編成による対外試合等の出場にあたっては、別途、選抜チームの強化練習会を開催し、メンバー同士の連携や技術向上を図るなど工夫をすること。

また、強化合宿・遠征等では、メンタル・フィジカルトレーニングなどの研修、指導者や選手の情報交換等を行ない、規律正しい行動に努めること。

ウ 指導者間の連絡会議

指導者間において、練習内容や指導方法の共通理解を図るようにすること。

- (2) 競技団体は中学部及び小学部の担当者を選出し、各担当者と連携し、スケジュール調整や内容等を検討し、事業を進めること。
- (3) 練習会や合宿等に高校生や一般の競技者及び競技団体・小中学校の指導者を加えるなどし、目標づくりや一貫した指導体制づくりの工夫をすること。
- (4) 定期・強化練習会のほか、選手としてより高いレベルを目指す動機付けにつながるよう、全国規模の大会や施設等を見学させるなど工夫をすること。
- (5) 定期・強化練習会に取り入れる等、本事業にフィードバックすることを条件に、ジュニア選手の効果的な指導方法等を学ぶため、指導者を研修会等へ派遣するなど工夫をすること。ただし、指導者の派遣にあたっては、事前に研修会の要項等、内容のわかる書類を宮崎市体育協会に提出し、承諾を得ること。

7 対象者

競技団体から選抜された宮崎市内の小・中学校に所属する選手とその指導者
競技団体及び宮崎市内の小・中学校の指導者

8 実施場所

原則、宮崎市所管のスポーツ施設等での事業実施とするが、児童生徒に負担のかからない範囲で近隣のスポーツ施設を使用することができる。

9 経費

予算の範囲内で、別に定める委託金使途基準に基づき、練習会や合宿の回数、宿泊施設にかかる費用等を勘案し、委託金を交付する。

1 競技団体あたり委託金額：85万円以内

10 その他

- ・事業を進めるにあたっては、宮崎市体育協会加盟団体の事務局を通じて、別に定める事務手続きの順に従い、遅延なく書類の提出や事前の協議を行うこと。
- ・この要綱に定めのないことに関しては、宮崎市体育協会と競技団体で協議して決める。

宮崎市ジュニアアスリート強化推進事業

委託金使途基準

項 目	説 明
報 償 金	定期練習会・強化練習会・強化合宿・遠征の運営関係者・指導者（外部指導者を含む。）への謝礼（旅費は含まない。） ※遠征には、対外試合及び大会・施設見学を含みます。
委 託 費	強化合宿時の講師派遣など、取組内容の一部を外部団体へ再委託する際の委託料
旅 費	①強化練習会・強化合宿・遠征の運営関係者・指導者及び研修会等への派遣指導者の交通費及び宿泊費 ②強化合宿・遠征の選手の宿泊費 ③遠征に係るバス等借り上げ料及び高速道路利用料金等
消 耗 品 費	事業実施により、短期間又は一度の使用によって効用を失うもの。
食 糧 費	①定期練習会・強化練習会及び強化合宿・遠征の運営関係者・指導者の昼食代（飲み物代を含む。）（一人あたり上限600円） ②水分補給や熱中症予防対策等のための指導者及び選手の飲み物代
印刷製本費	資料印刷費及びコピー代等
医薬材料費	応急医薬品
通信運搬費	切手代、郵送料、用具運搬料等
手 数 料	振込手数料
保 険 料	遠征における運営関係者・指導者及び選手の傷害保険料
使用料・賃借料	施設（会議室を含む。）・設備、用具等の使用料等
参 加 料	選抜チーム又は個人の大会等参加料

【注意】

- 1 「旅費」には、強化練習会及び強化合宿・遠征等の飲食費は含まれません。また、自家用車等の使用については、「旅費」の対象となりません。
- 2 委託金から備品を購入することはできません。
- 3 委託金から飲食を伴う反省会（宴）の経費を支出することはできません。
- 4 領収証（書）のあて名は、事業を主管する競技団体名としてください。
- 5 領収証（書）には必ず内容を明記してください。「品代（一式）」は認められません。
- 6 領収証（書）には必ず日付を記入してください。ただし、委託期間内でなければ認められません。
- 7 領収証（書）の内容が複数にわたるときは、明細のわかるものを添付してください。
- 8 昼食代の領収証（書）については、何名分かかわかるよう個数を記入してください。
- 9 指導者（外部指導者を含む。）謝礼の領収証（書）は本人の署名又は押印が必要です。
- 10 本事業は宮崎市の取り扱う保険に加入していますが、競技団体が主体となって実施する定期練習会及び強化練習会・合宿のみが保険の対象となります。大会参加や遠征は保険の対象から外れますので、別途、保険へ加入してください。
- 11 強化合宿時等の講師派遣に限っては、費用が委託費となる場合でも、委託契約書第8条の規定にかかわらず同条但書の甲の承諾が得たときとみなします。

宮崎市ジュニアアスリート強化推進事業

事務手続きの手順

年度	月	競技団体	宮崎市体育協会
事業実施の前年度	11	①事業計画書案、収支予算書案提出 ・事業の実施を希望する競技団体は、事業計画書案（様式9-1）及び収支予算書案（様式9-2）を作成し、11月中旬までに提出	I 第一次審査 ・事業計画書案及び収支予算書案を審査し、実施競技団体を仮決定
	12	②施設の年間使用予定申込書提出 ・仮決定通知を受けた競技団体は、12月中旬までに提出	
	3	③事業計画書（様式9-1）、収支予算書（様式9-2）提出 ・内定通知を受けた施設を①事業計画書案に書き入れる等の修正をし、3月末までに提出	II 第二次審査 ・修正後の事業計画書及び収支予算書を審査し、委託内容を決定
事業実施年度	4	委託契約書締結	
	4~5	④請求書の提出	III 委託金の支払い ・請求書の提出があった日から、1か月以内に競技団体の口座へ振込み
	4~3	事業実施	
	3	⑤委託業務完了届（様式9-4）、収支決算書（様式9-5）提出 ・事業終了後1か月以内に提出	IV 委託金の精算 ・委託金の過払い分は宮崎市体育協会へ持参又は口座へ振込

※事業実施の前年度における③事業計画書（様式9-1）及び収支予算書（様式9-2）の提出は、原則として、3月末までとするが、年間の使用予定施設の内定状況によって、他の施設の申込み等を必要とする際は、施設の確保が出来次第、速やかに提出すること。

※委託契約書の締結後において、施設状況や外部指導者の都合等により、事業計画が変更となる際は、速やかに事業計画書（様式9-1）及び収支予算書（様式9-2）に準じた様式で事業計画変更届けを提出すること。